

## 秘密情報の請求先

化学物質排出把握管理促進法第6条第1項( )に基づく秘密情報の請求先は(請求書及び関連資料提出先)は、事業者が主として営む事業を所管する省庁となりますが、請求の際には必ず事前に以下の事業所管省庁のP R T R担当部局に直接御相談ください。

また、請求先の省庁が不明の場合は、経済産業省又は環境省に御相談ください。

事業所管省庁	担当部署	電話番号(内線)
環境省	環境保健部環境安全課	03-3581-3351(6358)
経済産業省	製造産業局化学物質管理課	03-3501-0080
文部科学省	研究開発局海洋地球課 地球・環境科学技術推進室	03-5253-4111(4475)
厚生労働省	医薬局審査管理課化学物質安全対策室	03-5253-1111(2426)
農林水産省	消費・安全局農産安全管理課農薬対策室	03-3502-8111(3149)
国土交通省	総合政策局環境・海洋課	03-5253-8111(24334)